

佐久穂町イメージキャラクター応募要項

佐久穂町の新たな魅力の発見、これまでの魅力の再確認を通じて、一人ひとりの発想力や想像力の向上のため、佐久穂町イメージキャラクターを募集します。受賞作品はホームページや広報誌への掲載、着ぐるみ等を製作し町のPRに利用します。

1 募集する作品について

佐久穂町の観光資源や特産品等をイメージできるキャラクターで、皆から愛されるデザインとします。

2 募集期間

平成23年12月20日(火)～平成24年1月31日(火)

3 応募資格

- ・特にありません。どなたでも応募できます。
 - ・グループでの応募も可とします。
 - ・20歳未満の方が応募する場合は、保護者の同意を得た上で応募してください。
-

4 応募規定

- ・佐久穂町の観光資源や特産品等をイメージできるキャラクターを考えていただきます。キャラクターのデザイン画、名前、何に関するキャラクターかを考えてください。
 - ・応募者自身が作成し著作権を有するキャラクターで、未発表の作品とします。
 - ・カラー作品に限ります。
 - ・作品の制作、応募等に関する費用は、全て応募者の負担となります。
 - ・キャラクター図案は規定の用紙もしくは任意の用紙に描いてください。紙の種類は問いません。用紙の大きさは最大でA3までとします。
 - ・応募作品は、提出後に修正することは不可です。また、採用・不採用に関わらず応募作品の返却は行いません。
-

5 応募方法

郵送又はeメールにて事務局に送付してご応募ください。

1) 郵送による応募の場合の留意事項

- ・キャラクター図案を描いた用紙と応募用紙を一緒に封筒に入れて郵送してください。
- ・応募用紙1枚につき、1作品としてください。
- ・郵送送付先：〒384-0701 長野県南佐久郡佐久穂町大字畑 164
佐久穂町役場産業振興課
佐久穂町イメージキャラ係
- ・応募者に対し、受付確認の連絡は致しません。

2) 電子データ原稿による応募の場合の留意事項

- ・ファイル形式は「jpg」又は「pdf」、1作品あたりのファイルサイズは「2メガバイト以内」としてください。
 - ・光学メディアを郵送する場合、作品を記録したCD-RまたはDVD-Rに、応募用紙を添付して送付してください。
 - ・送付先は、郵送による応募の場合と同様です。また、複数の作品を1枚のメディアに記録して送付することは可としますが、応募用紙は1作品につき1枚添付してください。メディアは返却いたしません。
 - ・eメールによる応募の場合、表題を「佐久穂町イメージキャラクター係」とし、メール本文に応募用紙の「エントリー事項」を記載し、作品ファイルを添付して下さい。また、メール1通につき1作品としてください。
 - ・eメールアドレス:kankou@town.sakuho.nagano.jp
 - ・応募者に対し、受付確認の連絡は致しません。
-

6 審査について

- ・佐久穂町長及び佐久穂町イメージキャラクター製作委員会が行い、最優秀賞1作品、優秀賞2作品を決定します。
 - ・審査の過程及び当落についてのお問い合わせにはお答えいたしません。
-

7 表彰及び表彰式について

- ・最優秀賞(1作品)には賞金3万円、優秀賞(2作品)には賞金1万円贈呈します。また副賞として、佐久穂町の特産品を贈呈します。
 - ・表彰式は平成24年の町民祭り「第7回さくほいいずら」で行います。詳細は、後日お知らせいたします。
-

8 著作権等の取り扱いについて

- ・応募者は、作品の応募と同時に佐久穂町に対して当該作品(キャラのデザイン画、説明資料、その他付属資料の一切を含む。)の著作権(著作権法第27条、28条を含む一切の権利)を譲渡するものとし、当該作品の著作権及び使用権は佐久穂町に帰属するものとします。
 - ・応募作品については、当該作品を佐久穂町及び佐久穂町イメージキャラクター実行委員会が無償で使用すること、データ形式の変換やサイズ変更等の軽微な編集をすることについて、ご了承ください。
 - ・著作権等の関係でトラブルが生じた場合、佐久穂町及び佐久穂町イメージキャラクター実行委員会では一切の責任を負いません。応募者本人が自らの責任においてトラブルを解決してください。
-

9 結果発表について

- ・審査後、佐久穂町、佐久穂町商工会及び佐久穂町観光協会のホームページで発表します。
- ・受賞者には電話、メール等で通知致します。
- ・応募作品は、平成24年の町民祭り「第7回さくほいいずら」での展示を予定しています。